



発行
東京都

目次

規則

○東京都火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則……………

（環境局環境改善部環境保安課）……………一

告示

○都市計画事業の認可……………

（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………

（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二

告示（選）

○政治団体の届出……………

……………七

○政治団体の届出事項の異動の届出……………

……………八

○政治団体の解散の届出……………

……………二

○資金管理団体の指定の届出……………

……………三

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………

……………四

○資金管理団体の取消しの届出……………

……………五

○開発行為に関する工事完了……………

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………六

規則

東京都火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十号

東京都火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

東京都火薬類取締法施行細則（昭和三十六年東京都規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「**㉑**」を削る。

別記第三号様式中「**㉒**」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都火薬類取締法施行細則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 小平市

二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画道路事業三・三・三号新五日市街道線

三 事業施行期間 令和三年三月九日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

小平市小川町二丁目地内
使用の部分

なし

●東京都告示第二百四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月九日

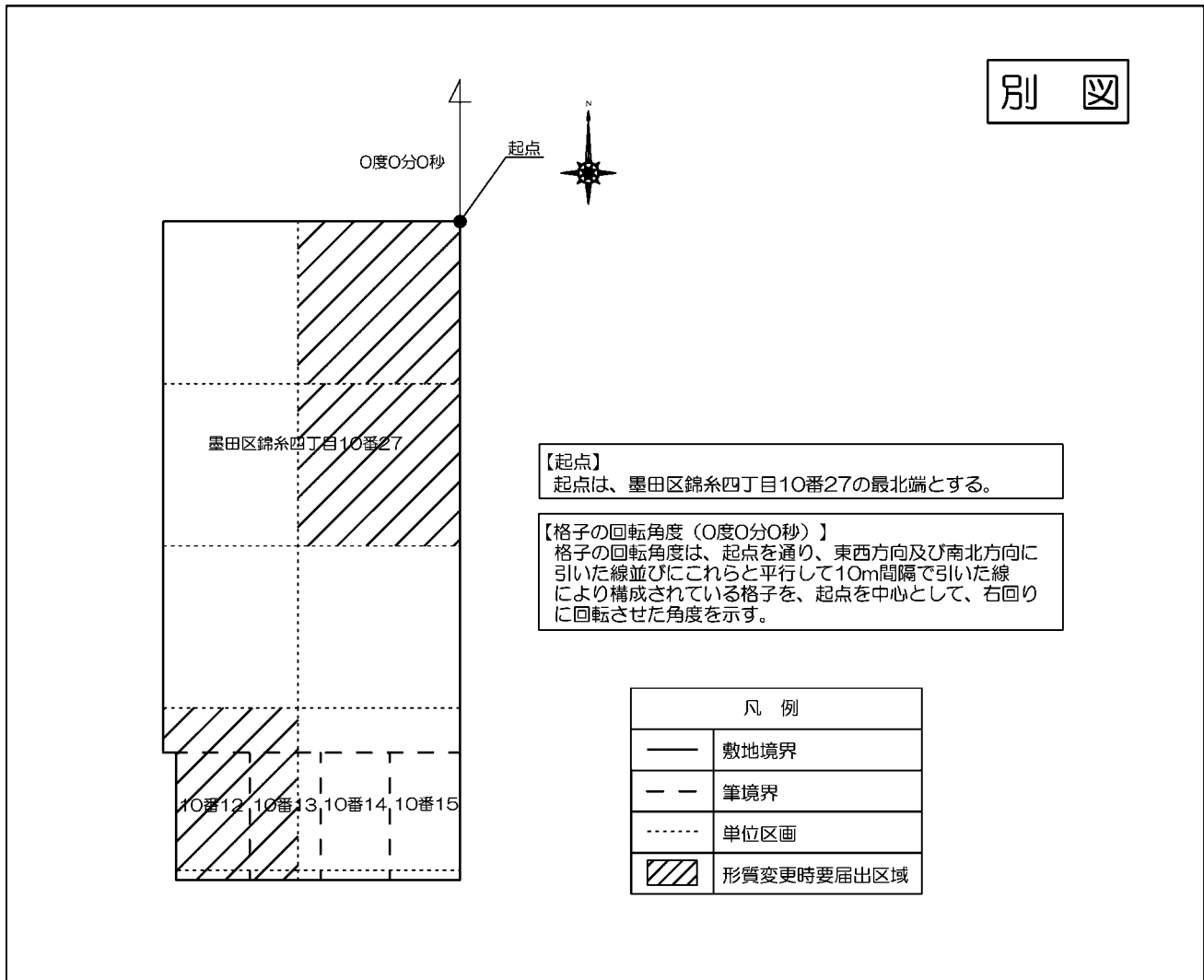
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区錦糸四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別 図



●東京都告示第二百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区中川五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【凡例】

- : 土地の形質の変更範囲における対象地
- : 調査対象範囲
- : 筆境界
- - -: 単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域

【起点】

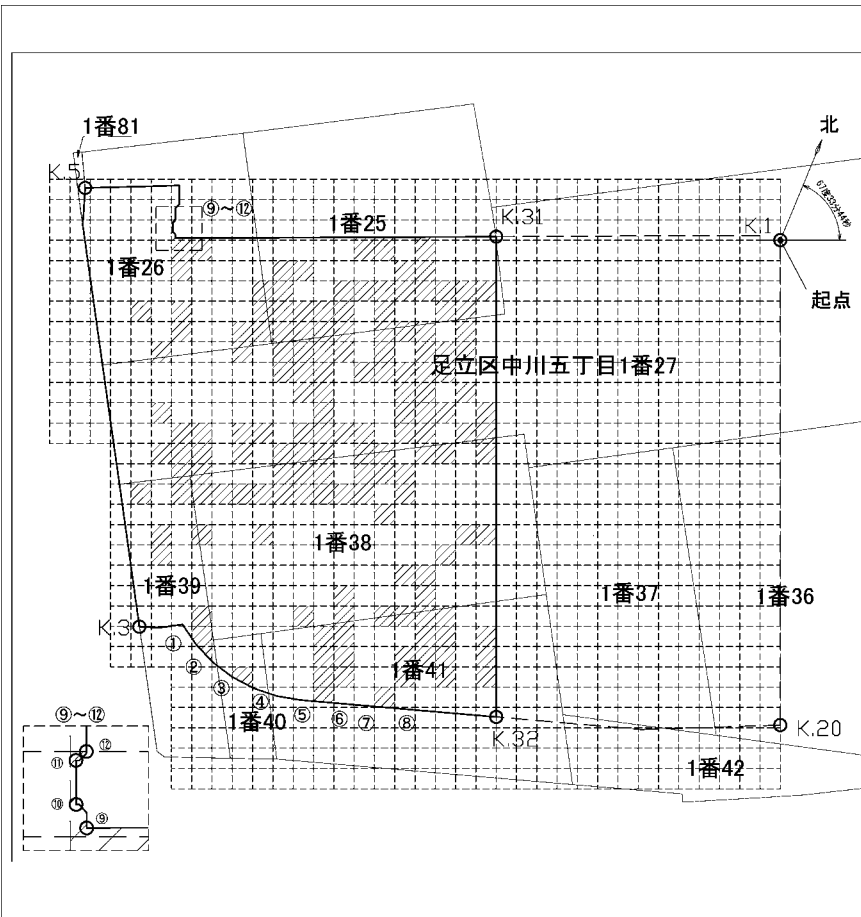
起点は、座標値(X=-24943.766、Y=1432.928)とする。
※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度（67度33分44秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

観点名	X座標	Y座標
K.1 (起点)	-24943.766	1432.928
K.3	-25243.368	1218.257
K.5	-25055.659	1108.235
K.20	-25162.928	1527.354
K.31	-24997.529	1303.667
K.32	-25214.634	1397.207

観点名	X座標	Y座標
①	-25238.230	1244.026
②	-25244.879	1257.780
③	-25247.961	1269.996
④	-25248.876	1281.279
⑤	-25243.115	1311.463
⑥	-25239.951	1320.988
⑦	-25233.623	1340.039
⑧	-25230.459	1349.565
⑨	-25060.750	1158.826
⑩	-25058.693	1156.574
⑪	-25053.981	1154.535
⑫	-25052.517	1155.244



●東京都告示第二百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

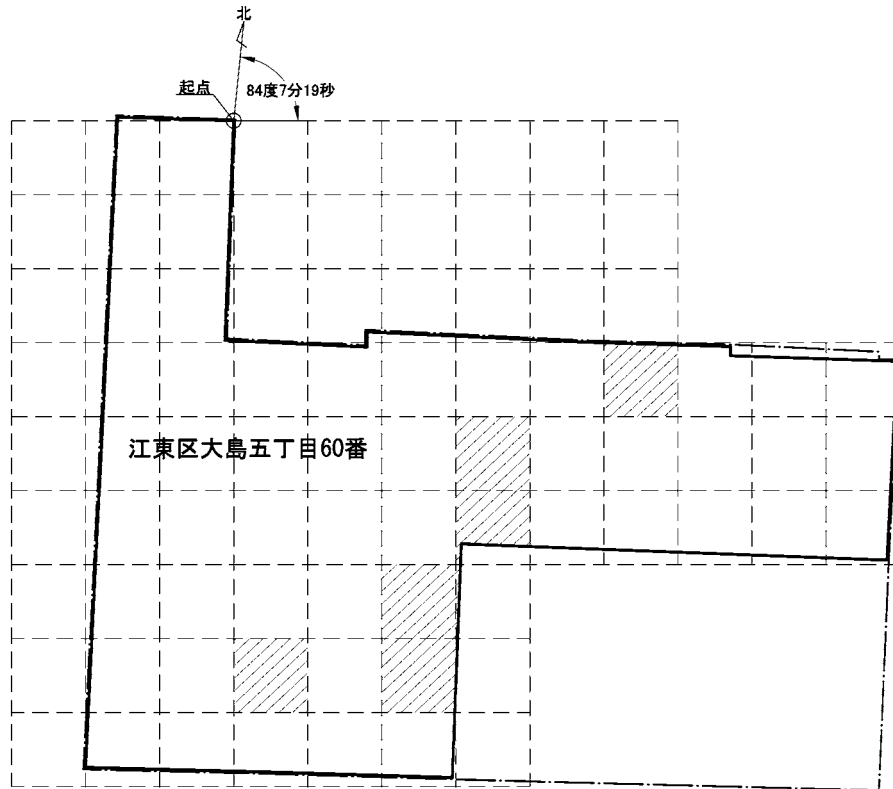
令和三年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- — —: 筆境界
- : 敷地境界
- ///: 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区大島五丁目60番の最北端とする。

【格子の回転角度(84度7分19秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

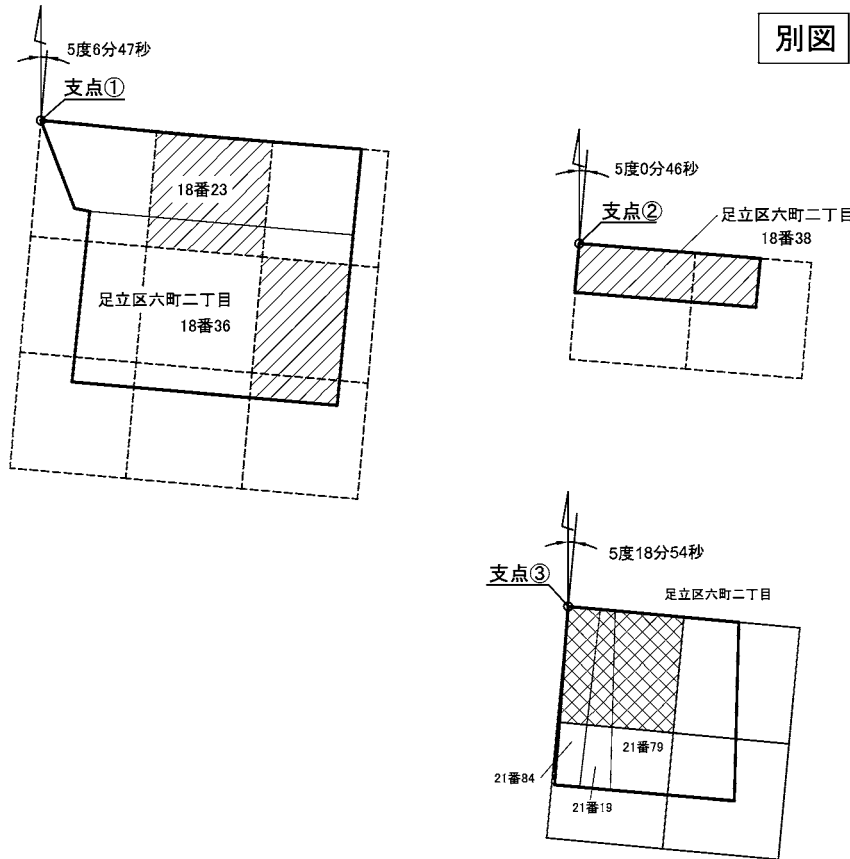
令和三年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【支点】

- ① 支点①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。
- ③ 支点③は、足立区六町二丁目21番84の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 5度6分47秒
- ② 5度0分46秒
- ③ 5度18分54秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）
- ▧ 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第825号により指定した区域）

●東京都告示第二百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、令和三年東京都告示第百二号により
指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項に
おいて準用する同法第六条第二項の規定により、次のとお
り告示する。

令和三年三月九日

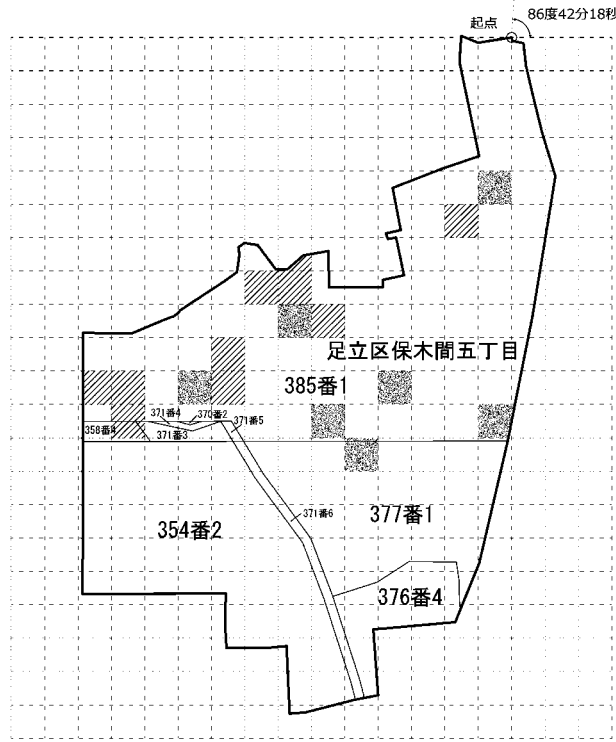
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区保木間五
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びそ
の化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
日本維新の会衆議院東京都第9選挙区支部	南 純	南 美智子	練馬区豊玉上2-27-22	R3. 1. 4	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	林 智興	林 智興	豊島区池袋1-2-5	R3. 1. 26	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都青梅市第三支部	山崎 勝	市川 芳幸	青梅市黒沢2-1240	R3. 1. 25	○
自由民主党東京都北区第三十一支部	坂場 正岳	伊東 泰晴	北区王子本町1-5-16	R3. 1. 22	○
自由民主党東京都町田市第六支部	松岡 みゆき	佐川 幸子	町田市忠生3-13-40	R3. 1. 29	○
自由民主党東京都町田市第十九支部	藤田 学	若林 幸三	町田市常盤町3594-1	R3. 1. 18	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩崎孝太郎後援会	岩崎 孝太郎	岩崎 孝太郎	千代田区神田小川町3-26-8	R3. 1. 27
梅田なつき後援会	菅原 夏紀	菅原 千明	千代田区九段北1-5-5	R3. 1. 19
岡林ひろか後援会	岡林 裕佳	久保 由紀恵	世田谷区世田谷4-7-33	R3. 1. 4
片岡ちとせ後援会	高柳 敏	藤田 雅博	葛飾区堀切6-27-10	R3. 1. 13
加藤良哉後援会	加藤 良哉	加藤 俊哉	調布市国領町5-33-3	R3. 1. 7
国想い夢紡ぐ会	中山 恭子	中山 恭子	新宿区市谷薬王寺町82	R3. 1. 5
小池都政と千代田区政をつなぐ会	野口 威光	小泉 陽平	千代田区神田神保町3-4-29	R3. 1. 18
小平をもっとよくする会	田中 信明	磯山 こずえ	小平市花小金井南町1-18-39	R3. 1. 12
鈴木正和後援会	鈴木 正和	鈴木 寿光	小金井市前原町3-2-23	R3. 1. 28
関口江利子とわくわく会議	関口 江利子	岡本 京子	世田谷区世田谷1-16-16	R3. 1. 8

●東京都選挙管理委員会告示第二十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

高野はやと後援会	高野 勇斗	高野 由香	江東区東雲 1-9	R3. 1. 5
脱力とうきょーサウナの会	滝本 才輝	小谷 紘友	小金井市東町 4-17-6	R3. 1. 4
千代田を良くする女性勝手連	松本 佳子	小山 みつ子	千代田区神田多町 2-9-3	R3. 1. 12
山川ゆうな後援会	山川 裕菜	後閑 一博	荒川区荒川 3-69-1	R3. 1. 28
山崎勝後援会	市川 芳幸	山崎 宗男	青梅市黒沢 2-1240	R3. 1. 25
若旅啓太後援会	若旅 啓太	若旅 悠	練馬区高松 4-3-23	R3. 1. 8
和田愛子後援会	和田 愛子	和田 貴秀	足立区南花畑 1-5-7	R3. 1. 27

備考 従来、国想い夢紡ぐ会は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都大田区第三十三支部	海老澤 圭介	会計責任者の氏名	早坂 有紀子	君嶋 廣幸	R3. 1. 20
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	笠谷 圭司	主たる事務所の所在地	杉並区天沼3-10-2	杉並区天沼3-1-4	R3. 1. 29
日本共産党江戸川地区委員会	須田 哲二	代表者の氏名	須田 哲二	瀬端 勇	R2. 3. 23
日本共産党豊島地区委員会	岸 良信	主たる事務所の所在地	豊島区西池袋5-8-5	豊島区西池袋3-30-1	R3. 1. 13
立憲民主党東京都第2区総支部	松尾 明弘	会計責任者の氏名	松本 みき	前原 智之助	R3. 1. 16

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青山住まい党	伊藤 志織	政治団体の名称	青山住まい党	緑香会	R3. 1. 15
池田こうじ後援会	池田 幸司	主たる事務所の所在地	港区六本木3-4-5	港区六本木5-17-16	R3. 1. 15
いしい尚郎励ます会	石居 尚郎	会計責任者の氏名	伊藤 憲康	鈴木 光太郎	R3. 1. 26
石原ひさし後援会	石原 恒	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀7-2-2	三鷹市下連雀6-6-6	R3. 1. 1
上田令子後援会	上田 令子	会計責任者の氏名	南雲 聡子	上田 和則	R3. 1. 1
えびさわ圭介の会	海老澤 圭介	会計責任者の氏名	早坂 有紀子	君嶋 廣幸	R3. 1. 20
大瀬康介後援会	佐藤 多門	会計責任者の氏名	矢板橋 正浩	伊藤 勝朗	R3. 1. 10
大津ひろ子02ネット	大津 浩子	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚3-9-3	渋谷区笹塚2-11-2	R2. 2. 1
岡村みきお後援会	岡村 幹雄	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R2. 8. 1
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		R2. 8. 1
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	岡村 幹雄、衆議院議員		R2. 8. 1
柏木ひろし後援会	小沢 靖子	主たる事務所の所在地	国立市東1-17-5	国立市東3-11-18	R2. 12. 15
菅直人を応援する会	菅 直人	会計責任者の氏名	平野 隆志	平地 弘和	R3. 1. 26
敬天会西郷あゆ美後援会	西郷 歩美	政治団体の名称	敬天会西郷あゆ美後援会	都民ファーストの会西郷歩美後援会	R2. 12. 23

小池都政と千代田区政をつなぐ会	鎌倉 勤	代表者の氏名	鎌倉 勤	野口 威光	R3. 1. 21
		会計責任者の氏名	小野 名利子	小泉 陽平	R3. 1. 21
江東・生活者ネットワーク	図師 和美	代表者の氏名	図師 和美	菌部 典子	R3. 1. 1
小林正則と頑張る会	小林 正則	主たる事務所の所在地	小平市津田町3-30-16	小平市小川町2-1828	R3. 1. 19
斉藤あき子励ます会	齋藤 昌子	会計責任者の氏名	齋藤 昌子	竹村 一紀	R3. 1. 10
さがらとしこ後援会	小林 勝美	代表者の氏名	小林 勝美	半田 清一郎	R3. 1. 20
		会計責任者の氏名	小林 勝美	半田 清一郎	R3. 1. 20
さの久美子を励ます会	佐野 久美子	会計責任者の氏名	鈴木 勝利	木村 元彦	R3. 1. 5
自由を守る会	上田 令子	会計責任者の氏名	南雲 聡子	高木 章成	R3. 1. 1
深呼吸のできる東京	大井 雄央	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚3-9-3	渋谷区笹塚2-11-2	R2. 2. 1
		代表者の氏名	大井 雄央	大津 浩子	R2. 2. 1
新宿こども未来研究会	小川 薫	代表者の氏名	小川 薫	小川 定弘	R2. 8. 20
鈴木たかし励ます会	鈴木 隆司	会計責任者の氏名	鈴木 隆司	松原 明志	R2. 12. 30
墨田オンブズマン	大瀬 康介	会計責任者の氏名	矢板橋 正浩	伊藤 勝朗	R3. 1. 10
すみだ行革110番	大瀬 康介	会計責任者の氏名	矢板橋 正浩	伊藤 勝朗	R3. 1. 10
税理士による秋元司後援会	松本 献	会計責任者の氏名	松本 献	徳田 清	R2. 12. 5
たかはまなおき応援団!	高浜 直樹	主たる事務所の所在地	文京区本駒込3-10-6	文京区本駒込3-11-6	R2. 6. 1
中央区議会無所属	大泉 理恵	主たる事務所の所在地	中央区築地1-9-13	中央区日本橋浜町1-3-9	R3. 1. 10
		代表者の氏名	大泉 理恵	山本 理恵	R3. 1. 10
東京明るい明日をつくる会	筒井 克巳	代表者の氏名	筒井 克巳	石川 博之	R2. 10. 1
東京・生活者ネットワーク	山内 玲子	代表者の氏名	山内 玲子	小西 美香	R3. 1. 27
東京都議会みんなの都民派 現職都議を支える会	鳥居 徹夫	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚3-9-3	渋谷区笹塚2-11-2	R2. 2. 1
都民の命と安全を守る	矢部 英子	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚3-9-3	渋谷区笹塚2-11-2	R2. 2. 1

		代表者の氏名	矢部 英子	小野 将司	R2. 2. 1
都民ファーストの会入江のぶこ後援会	入江 伸子	会計責任者の氏名	瀬野 泰崇	佐藤 芳子	R2. 12. 25
都民ファーストの会港区第一支部	入江 伸子	会計責任者の氏名	瀬野 泰崇	佐藤 芳子	R2. 12. 25
中村延子後援会	加藤 延子	主たる事務所の所在地	中野区弥生町4-32-6	中野区弥生町4-36-6	R3. 1. 8
練馬志民会議	藤井 智教	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中4-12-1	練馬区桜台1-35-6	R2. 4. 1
藤田学後援会	小山 幸正	主たる事務所の所在地	町田市常盤町3594-1	町田市常盤町3225-2	R3. 1. 18
牧野けんじ後援会	田中 一志	会計責任者の氏名	鈴木 隆士	望月 和子	R3. 1. 26
増山あすか後援会	田中 健司	主たる事務所の所在地	府中市白糸台1-67-17	府中市白糸台3-19-12	R3. 1. 15
港区の「福祉」と「文化」を考える会	池田 幸司	主たる事務所の所在地	港区六本木3-4-5	港区六本木5-17-16	R3. 1. 15
宮川美一後援会	宮川 美一	主たる事務所の所在地	北区滝野川6-86-5	北区田端新町2-24-2	R2. 7. 25
無所属	大泉 理恵	主たる事務所の所在地	中央区築地1-9-13	中央区日本橋浜町1-3-9	R3. 1. 10
		代表者の氏名	大泉 理恵	山本 理恵	R3. 1. 10
吉田あつしを励ます会	吉田 篤	会計責任者の氏名	吉田 さゆり	岩切 健次	R3. 1. 7

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党東京都品川区支部	國場 雄大	R3. 1. 18
自由民主党東京都町田市第十七支部	市川 正人	R2. 12. 15

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
秋川流域緑の党	橋本 昭	R2. 12. 31
あたらしい目黒区長をつくる会	西崎 翔	R2. 12. 31
池田望後援会	福本 信孝	R2. 12. 31
大久保けんいち後援会	大久保 賢一	R2. 12. 31
栗原真吾後援会	栗原 真吾	R2. 12. 25
古家敏光後援会	渡邊 敏光	R2. 12. 25
小林正則小平後援会	藤原 康彦	R2. 12. 31
近藤みつる後援会	近藤 充	R2. 12. 31
さくらだ昭正後援会	櫻田 昭正	R2. 12. 31
市政をチェンジ!市民連合昭島	佐々木 實	R2. 12. 31
新宿こども未来研究会	小川 薫	R2. 8. 20
新政会	田島 和明	R2. 12. 31
新村いく子とわいわい応援団	新村 幾子	R2. 12. 31
田島かずあき後援会	高橋 清一	R2. 12. 31
ドゥマンジュ恭子とわくわく会議	ドゥマン 恭子 ジュ	R2. 12. 31

戸沢二郎後援会（じろうの会）	戸沢	二郎	R2.	12.	31
都民ファーストの会中央区第一支部	西郷	歩美	R2.	12.	23
ともに狛江市民の会	周東	三和子	R2.	12.	21
2100年の杉並を考える会	土田	三盛	R2.	12.	31
日本の構造研究所	上垣	敬祐	R2.	12.	31
変化と進歩を求める会	高橋	三男	R2.	12.	31
町田から日本の国威を発揚する会	小関	重太郎	R2.	12.	31
山崎勝後援会	吉崎	良光	R2.	12.	30
山本佳昭後援会	山本	佳昭	R2.	12.	31

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岩崎 孝太郎	都議会議員	岩崎孝太郎後援会	千代田区神田小川町3-26-8	R3. 1. 27
岡林 裕佳	都議会議員	岡林ひろか後援会	世田谷区世田谷4-7-33	R3. 1. 4
加藤 良哉	都議会議員	加藤良哉後援会	調布市国領町5-33-3	R3. 1. 7
鈴木 正和	市議会議員	鈴木正和後援会	小金井市前原町3-2-23	R3. 1. 25
関口 江利子	都議会議員	関口江利子とわくわく会議	世田谷区世田谷1-16-16	R3. 1. 8
高野 勇斗	都議会議員	高野はやと後援会	江東区東雲1-9	R3. 1. 5
若旅 啓太	都議会議員	若旅啓太後援会	練馬区高松4-3-23	R3. 1. 8
和田 愛子	都議会議員	和田愛子後援会	足立区南花畑1-5-7	R3. 1. 27

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
池田 幸司	池田こうじ後援会	主たる事務所の所在地	港区六本木3-4-5	港区六本木5-17-16	R3. 1. 15
大津 浩子	大津ひろ子02ネット	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚3-9-3	渋谷区笹塚2-11-2	R2. 2. 1
岡村 幹雄	岡村みきお後援会	公職の種類	衆議院議員	市議会議員	R2. 8. 1
加藤 延子	中村延子後援会	主たる事務所の所在地	中野区弥生町4-32-6	中野区弥生町4-36-6	R3. 1. 8
小林 正則	小林正則と頑張る会	主たる事務所の所在地	小平市津田町3-30-16	小平市小川町2-1828	R3. 1. 19
西郷 歩美	敬天会西郷あゆ美後援会	政治団体の名称	敬天会西郷あゆ美後援会	都民ファーストの会西郷歩美後援会	R2. 12. 23
高浜 直樹	たかはまなおき応援団!	主たる事務所の所在地	文京区本駒込3-10-6	文京区本駒込3-11-6	R2. 6. 1
藤井 智教	練馬志民会議	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中4-12-1	練馬区桜台1-35-6	R2. 4. 1
宮川 美一	宮川美一後援会	主たる事務所の所在地	北区滝野川6-86-5	北区田端新町2-24-2	R2. 7. 25

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月九日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小川 薫	新宿こども未来研究会	R2. 8. 20
新村 幾子	新村いく子とわいわい応援団	R2. 12. 31
田島 和明	新政会	R2. 12. 31
ドウマン ジュ 恭子	ドウマンジュ恭子とわくわく会議	R2. 12. 31
戸沢 二郎	戸沢二郎後援会（じろうの会）	R2. 12. 31
橋本 昭	秋川流域緑の党	R2. 12. 31

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

羽村市羽加美三丁目千三百三十一番一、千三百三十二番及
び千三百三十四番八
福生市加美平二丁目十四番
一号

株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優